記入見本

※退職に起因しない資格喪失による場合は提出不要

年分 退職所得の支給に関する申告書 / 退職所得申告書

日

税務署長
市町村長 殿

必ずご記入、ご捺印ください。

退職手当の支払者の	所在地（住所）	〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番2号
	名称（氏名）	ベネフィット・ワン企業年金基金
	法人番号（個人番号）	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。

あなたの	現住所	〒 154－0015 世田谷区桜新町1－2－3 さくら荘
	氏名	辺根 年男 辺根
	個人番号	個人番号は、当基金が企業年金連合会を通じて入手いたします。＊＊＊＊記入不要＊＊＊＊
	その年1月1日の現在の住所	〒163-0001 新宿区西新宿3－7－1つばき荘

必ずご記入ください。

A　このA欄には、全ての人が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄に

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日：H28 年 5 月 1 日　（加入資格喪失日（退職日翌日））

② 退職の区分等：一般 ・ 障害　生活 ・ 扶助　の有・無　（区分に応じてご選択ください）

③ この年金の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間：自 H26 年 4月 1日 ／ 至 H28 年 5月 1日　3 年　（加入資格取得日）

自 年 月 日 ／ 至 年 月 日　年　（加入資格喪失日）

うち重複勤続期間 有・無：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日　年

B　あなたが本年中に他にも退職手当等の支給を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間：自 H26 年 4 月 1 日 ／ 至 H28 年 4 月 30 日

うち特定役員等勤続期間 有・無：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日　年

⑤ ③と④の通算勤続期間：自 H26 年 4月 1日 ／ 至 H28 年 5月 1日　3 年

うち特定役員等勤続期間 有・無：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日　年

うち重複勤続期間 有・無：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日　年

C　あなたが前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内）に退職手当等の支給を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥ 前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には14年以内）の退職手当等についての勤続期間：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日

⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日　年

㋑ うち特定役員等勤続期間との重複勤続期間 有・無：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日　年

D　A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧ Aの退職手当等についての勤続期間（③）に通算された前の退職手当についての勤続期間：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日　年

うち特定役員等勤続期間 有・無：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日　年

⑨ Bの退職手当等についての勤続期間（④）に通算された前の退職手当等についての勤続期間：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日　年

うち特定役員等勤続期間 有・無：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日　年

⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日　年

㋺ うち特定役員等勤続期間 有・無：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日　年

⑪ ⑦と⑩の通算期間：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日　年

㋩ うち㋑と㋺の通算期間：自 年 月 日 ／ 至 年 月 日　年

E　B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分		退職手当の支払を受けることとなった年月日	収入金額（円）	源泉徴収税額（円）	特別徴収税額 市町村民税（円）	特別徴収税額 道府県民税（円）	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地（住所）・名称（氏名）
B	一般	H28・4・30	250,000	0	0	0	H28・5・20	一般 障害	中央区築地1－2－3 ベネ商事株式会社
B	特定役員	・ ・					・ ・	一般 障害	
C		・ ・					・ ・	一般 障害	

B欄以下は、会社または他の外部積立制度からの給付がある場合にご記入ください。

（注意）
1　この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合には、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額は、支払を受ける金額の20.42％に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。

2　Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）又はその写しをこの申告書に添付してください。　※C欄の退職手当についての退職所得の源泉徴収票の添付は不要です。

3　支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。